

## 小河内漁業協同組合内共第 15 号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、小河内漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 15 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（にじます、やまめ、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出、または、オンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 1 2 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 2 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第 3 条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 竿釣で遊漁を行う場合は、同時に使用する竿の数は 1 人 1 本とする。

3 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

### (遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
にじます・やまめ・いわな・うぐい	組合が公示する日（以下「解禁日」という。）から 9 月 30 日まで。但し、別記区域のニジマスについては 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (禁止区域)

第 5 条 次の区域において、遊漁者は遊漁してはならない。

(1) 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は、産卵場を造成した場合は、標識により表示するものとする。

(2) 小袖鍾乳洞より上流約800mに設置された堰堤より上流の小袖川本支流の区域(地域の飲料水取水のため)。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
にじます・やまめ・いわな	全長12cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者のときは無料とし、満77歳以上及び小学生以下の場合は、同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店 納付(消費税込)	現場で監視員に納付 する場合(消費税込)
にじます、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	1年	4,000円	4,000円
		1日	1,000円	1,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 小河内漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町川野529番地

(2) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版及びウェブサイトに掲載する。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所 (1年券の場合)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(組合共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表①欄の対象魚種を同表②欄の漁具漁法で同表③欄の期間に遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、

あらかじめイ表④欄の遊漁料を組合に納付し、当該遊漁について組合の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第9号、内共第10号、内共第15号

イ表

①対象魚種	②漁具 漁法	③期 間	④遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付 (消費税込)	現場で監視員に納付する場合 (消費税込)
にじます、 やまめ、いわ な、うぐい	竿 釣	1年	4,000円	4,000円
		1日 (解禁当日除く)	1,000円	1,500円

ただし、遊漁者が肢体不自由者のときは無料とし、満77歳以上及び小学生以下の場合は、イ表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 小河内漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町川野529番地

(2) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版及びウェブサイトに掲載する。

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

4 次に示す区域に入漁する場合は、別に定める入漁料を納めなければならない。東京都西多摩郡奥多摩町留浦1,385番地と、それより下流の右岸留浦1,027番地の点及び左岸川野58番地と留浦1,341番地イ号との境界の点との間の峰谷川。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。